

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(広野)  
環境影響評価方法書に対する意見書

お 名 前  〔 法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名・代表者の氏名 〕	NPO 法人 気候ネットワーク 代表 浅岡美恵
ご 住 所  〔 個人の方は現在お住まいの住 所を、法人その他の団体にあつ ては、その主たる事務所の所在 地 〕	〒 1 0 2 - 0 0 8 2 東京都千代田区一番町 9-7 一番町村上ビル 6 階  (Tel 03 - 3263 - 9210 )

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 (日本語により意見の理由を含めてご記入ください)
1. 石炭火力発電所の 新設の問題につ いて	<p>①昨今、早急な気候変動対策が求められており、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 5 次評価報告書では、とりわけ石炭について、エネルギーインフラ投資の在り方を変えていく必要性が強調されているところである。そのような状況の中、天然ガスの約 2 倍の CO<sub>2</sub> を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。</p> <p>②BAT である IGCC を採用することが強調されているが、従来型の石炭火力に比べた CO<sub>2</sub> 排出削減量は約 20%に過ぎず、最新の LNG 火力の約 2 倍にも及ぶ CO<sub>2</sub> 排出量である。従来から効率を向上するだけで、新設によって追加的に排出される膨大な CO<sub>2</sub> による影響への配慮が全く見られないことは問題である。このような新設は看過できない。</p> <p>③今後新設される発電所は、少なくとも LNG 火力が達成している約 350g/kWh という CO<sub>2</sub> 排出原単位を実現できる水準を満たすべきである。この観点からすると、石炭火力発電はいかなる高効率技術を用いてもこのレベルには到達しがたく、石炭火力発電所の建設自体が環境への配慮を著しく欠いていると言わざるを得ない。</p> <p>④日本政府は、環境基本計画において、2050 年に温室効果ガス排出量を 80%削減させる目標を閣議決定している。本事業が少なくとも 30 年程度稼働することを考えると、東京電力の排出原単位は現状よりさらに悪化することとなり、国の目標と整合しない。実際に東京電力の既設の石炭火力発電所（広野及び常陸那珂の各 2 基）は、2003 年以降東電全体の CO<sub>2</sub> 排出量を増加させ、原発稼働時でさえ、排出量原単位は悪化している。国の目標との整合性からも、本事業の正当性は認められない。</p>

	<p>⑤東京電力は、総合特別事業計画を改定するたびに販売電力量を下方修正している。需要は東日本大震災・福島原発事故以降、低いまま推移している。また、本機が運転を開始する予定の2020年ごろには、人口減少に伴い、さらに省エネ・再生可能エネルギーが普及していくことを考えると、最もCO<sub>2</sub>排出の多い燃料である石炭での火力発電所の新設の必要性はないと考えられる。</p> <p>⑥本事業は、IGCC設備を世界のエネルギー・環境問題に貢献するクリーンコール技術と位置づけているが、諸外国の潮流は、石炭を脱却して再生可能エネルギーへ、大規模集約型から小規模分散型エネルギーへ進んでおり、IGCC実証実験を進める本事業の主張は説得力を持たない。</p> <p>⑦本事業は実証実験であるが、実証終了後も継続して運転する計画であるとされている。しかし、為替動向の変化や、途上国を中心とする石炭需要の変化などの石炭価格への影響は予測がつかない上、国際的なCO<sub>2</sub>規制強化による炭素価格の上昇によって、石炭火力発電の経済性は低下する可能性が高い。配慮書への経産大臣意見では、CCSの導入に向けて二酸化炭素分離回収設備に関する検討を行うことが求められている。事業者は技術面や貯留適地、経済性等に課題があることから動向を注視するとしているが、CCSが導入されれば事業の採算性は下がり、事業リスクは大きい。</p>
<p>2. CO<sub>2</sub> 排出に関する取り扱いと「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」との整合性について</p>	<p>IPCC 第5次評価報告書において示されたように、CO<sub>2</sub>は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BATを採用する場合でも、事業によって引き起こされるCO<sub>2</sub>の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p> <p>また、環境大臣から経産大臣への意見書では、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」をふまえて環境対策を行うことを求めており、経産大臣意見でもその旨が明記されている。事業者は、取りまとめを踏まえて具体的にいつまでにどのような対応を行うのか、スケジュールを含めて明確にする責任がある。</p>
<p>3. CO<sub>2</sub> 排出による環境影響に関する具体的情報について</p>	<p>CO<sub>2</sub>排出量に関連する詳細データは準備書に記載する予定としているが、CO<sub>2</sub>排出量や発電効率、送電端効率は環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報であり、事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示するべきである。</p>

<p>4. CO<sub>2</sub> 排出量の予測、評価手法について</p>	<p>評価の手法として、「二酸化炭素の発生による環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討する」とされている。CO<sub>2</sub>を大量に排出する石炭火力を選択すること自体が、環境負荷を回避・低減できていないといわざるを得ないが、「実行可能な範囲」で環境負荷が「回避また又は低減」されているかをどのように判断するのか、基準を示すべきである。また同様に、東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめとの整合性についても、判断基準を示すべきである。</p> <p>予測の基本的な手法としては、発電所の運転に伴う CO<sub>2</sub> 排出量と原単位を算出するとしている。準備書においては、使用する石炭種別や設備利用率など、算出の前提とする条件を明らかにすることを求める。また、予測対象時期とされている「発電所の運転が定常状態となる時期」とは、具体的にどのような時期を想定しているのか明示すべきである。さらに予測には、設備利用率の低下や石炭種の変更、経年変化による原単位の悪化および CCS の導入などによる原単位の改善についても明らかにすることを求める。また、CO<sub>2</sub>に関連するこれらの情報について事後調査を実施し、実測値を公表することを求める。</p>
<p>5. 情報公開について</p>	<p>環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようにするべきである。また、期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。</p>